

平成 28 年 9 月 定例会

経済委員会説明資料

商工労働観光部

目 次

提 出 予 定 案 件

1	一 般 会 計 ・ 特 別 会 計 予 算	1
(1)	歳 入 歳 出 予 算	1
ア	総 括 表	1
イ	課 別 主 要 事 項 説 明	2
2	そ の 他 の 議 案 等	4
(1)	条 例 案	4
ア	徳 島 県 経 済 飛 躍 の た め の 中 小 企 業 の 振 興 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例	4

提出予定案件

1 一般会計・特別会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

一般会計

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳						
				財 源						一 般 財 源
				使 用 料 手 数 料	国 支 出 金	財 産 収 入	繰 入 金	諸 収 入	県 債	
商 工 政 策 課	58,416,111		58,416,111				56,846,860	341,467		1,227,784
企 業 支 援 課	1,662,242		1,662,242	713	80,838	552	790,546	101,565		688,028
新 産 業 戦 略 課 工 業 技 術 セ ン タ ー	1,772,502		1,772,502	57,302	7,000	50	960,000	64,196		683,954
労 働 雇 用 戦 略 課	4,269,116		4,269,116		370,755		3,693,000	3,500		201,861
産 業 人 材 育 成 セ ン タ ー	1,286,478		1,286,478	14,649	764,223	1,361		1,190	16,000	489,055
観 光 政 策 課	545,804	19,000	564,804	9,910	(13,000) 51,500		6,000	7,561		(6,000) 489,833
国 際 企 画 課	389,491	2,000	391,491	24,917	(1,000) 18,400	1,033		26,173		(1,000) 320,968
にぎわいづくり課	1,522,847		1,522,847	216,961	42,500	7,666	69,000	6,177	132,000	1,048,543
計	69,864,591	21,000	69,885,591	324,452	(14,000) 1,335,216	10,662	62,365,406	551,829	148,000	(7,000) 5,150,026

(注) () 数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明

観光政策課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
計 画 調 査 費	77,000	19,000	96,000	① 地方創生の深化のための支援費 (12,000) 事業に要する経費の補正 ア 新 「阿波藍」魅力発信事業 8,000 イ 新 空がつなぐ！とくしま観光魅力発信事業 4,000 ② 地方創生加速化支援費 (7,000) 事業に要する経費の補正 ア 新 空がつなぐ！とくしま観光魅力発信事業 7,000
商 業 総 務 費	27,482	0	27,482	
物 産 あ っ 旋 所 費	51,449	0	51,449	
物 産 貿 易 振 興 費	2,392	0	2,392	
観 光 費	387,481	0	387,481	
観 光 政 策 課 計 合	545,804	19,000	564,804	

国際企画課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
一 般 管 理 費	117,575	0	117,575	
国 際 交 流 費	102,301	0	102,301	
諸 費	24,622	0	24,622	
計 画 調 査 費	28,800	2,000	30,800	① 地方創生の深化のための支援費 (2,000) 事業に要する経費の補正 ア ② ニーダーザクセン州友好交流提携10周年 記念事業準備費 2,000
商 業 総 務 費	72,391	0	72,391	
物 産 貿 易 振 興 費	8,468	0	8,468	
中 小 企 業 振 興 費	29,921	0	29,921	
観 光 費	5,413	0	5,413	
国 際 企 画 課 計 合	389,491	2,000	391,491	

2 その他の議案等

(1) 条 例 案

ア 徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例の一部を改正する条例

(7) 改正の理由

小規模企業が地域経済の安定化に果たす役割の重要性並びに事業の持続的発展及び成長発展を図る必要性に鑑み、小規模企業の振興に関する施策を一層推進する必要がある。

(イ) 改正の概要

- ㊦ 中小企業の振興に関する基本理念に、頑張る中小企業者に加え、小規模企業者を支援することを追加する。
- ㊧ 中小企業の振興に関する県の施策の基本方針に、小規模企業者が行う事業の持続的発展のための取組を支援するとともに、小規模企業の多様で活力ある成長発展の促進を図ることを加える。
- ㊨ 小規模企業者は、その事業の持続的発展を図るため、円滑かつ着実に事業を運営するとともに、自らの成長発展を目指し、主体的かつ意欲的な事業活動に努めなければならないこととする。
- ㊩ 県は、活力ある自立的な経済を構築するために、雇用を支え、新たな需要に的確かつ迅速に対応できる小規模企業の振興に努めるものとする。

徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例 新旧対照表（主なもの）

改 正 後	改 正 前
(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 経済飛躍 経済が飛躍的に発展することをいう。 二 頑張る中小企業者 中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号。以下「基本法」という。）第二条第一項に規定する中小企業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。以下同じ。）であって、主体的かつ創造的な事業活動に努めるものをいう。 三 <u>小規模企業者 基本法第二条第五項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。</u> 四～七 （略）	(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 経済飛躍 経済が飛躍的に発展することをいう。 二 頑張る中小企業者 中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号。以下「基本法」という。）第二条第一項に規定する中小企業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。以下同じ。）であって、主体的かつ創造的な事業活動に努めるものをいう。 (新設) 三～六 （略）
(基本理念) 第三条 中小企業の振興は、本県の経済飛躍の実現を図るため、次に掲げるところにより行われなければならない。 一 <u>頑張る中小企業者及び小規模企業者（以下「頑張る中小企業者等」という。）を支援することにより推進されること。</u> 二・三 （略）	(基本理念) 第三条 中小企業の振興は、本県の経済飛躍の実現を図るため、次に掲げるところにより行われなければならない。 一 <u>頑張る中小企業者</u>を支援することにより推進されること。 二・三 （略）

(基本方針) 第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。 一～五 (略) <u>六 小規模企業者が行う事業の持続的発展のための取組を支援するとともに、小規模企業の多様で活力ある成長発展の促進を図ること。</u>	(基本方針) 第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。 一～五 (略) <u>(新設)</u>
(中小企業者等の責務) 第五条 中小企業者は、基本理念にのっとり、自らを取り巻く環境の変化に即応して事業の成長発展を図るため、主体的かつ創造的な事業活動に努めなければならない。 <u>2 小規模企業者は、その事業の持続的発展を図るため、円滑かつ着実に事業を運営するとともに、自らの成長発展を目指し、主体的かつ意欲的な事業活動に努めなければならない。</u>	(中小企業者の責務) 第五条 中小企業者は、基本理念にのっとり、自らを取り巻く環境の変化に即応して事業の成長発展を図るため、主体的かつ創造的な事業活動に努めなければならない。 <u>(新設)</u>
(中小企業団体の責務) 第八条 中小企業団体は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する中小企業の振興に関する施策への協力をはじめとして、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者 <u>の経営の改善及び向上その他の地域の特性に応じた中小企業の振興に関する施策に積極的に取り組むよう努めなければならない。</u>	(中小企業団体の責務) 第八条 中小企業団体は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する中小企業の振興に関する施策への協力をはじめとして、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者（基本法第二条第五項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。）の経営の改善及び向上その他の地域の特性に応じた中小企業の振興に関する施策に積極的に取り組むよう努めなければならない。
(小規模企業の振興) <u>第十七条 県は、活力ある自立的な経済を構築するために、雇用を支え、新たな需要に的確かつ迅速に対応できる小規模企業の振興に努めるものとする。</u> <u>2 県は、小規模企業が地域経済の安定化に果たす役割の重要性を認識し、創業及び起業、小規模企業者の事業の承継並びに人材の育成及び確保、地域の観光の振興等の視点に立った施策を講ずるものとする。</u> <u>3 県は、小規模企業者の円滑かつ着実な事業活動に対する支援に努めるとともに、頑張る中小企業者を目指す小規模企業者の主体的かつ意欲的な事業活動に対する支援に努めるものとする。</u>	<u>(新設)</u>

- (ウ) 施行期日
この条例は、公布の日から施行する。

